

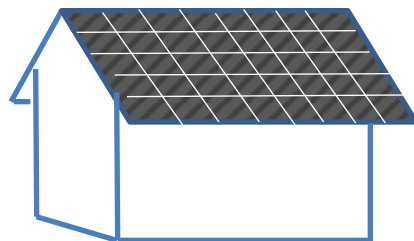
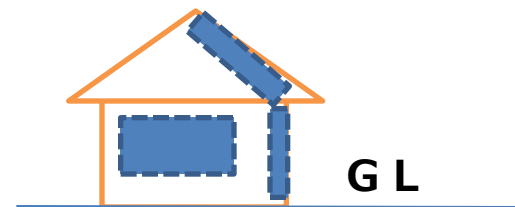
# 市内での太陽光発電設備等の設置にかかる 景観計画の基準について（案）

草津市都市計画課 景観グループ

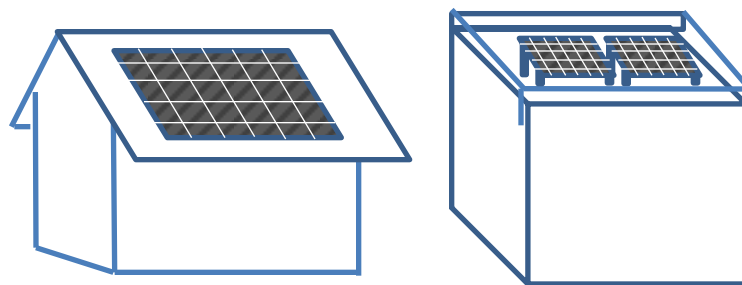
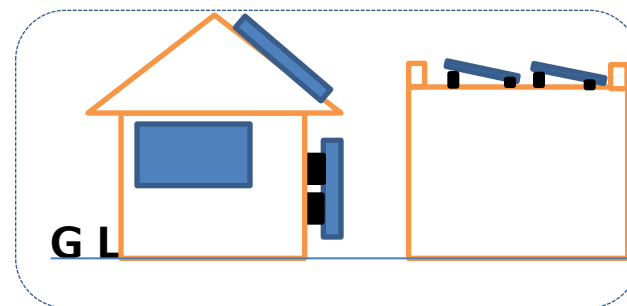
# 1 届出の対象となるエリアと行為（案）

## ※ 届出対象行為の分類

建築物…建築物の新築、増築、改築時、屋根材または外壁材として、一体で設置するもの  
(重点地区のみ)

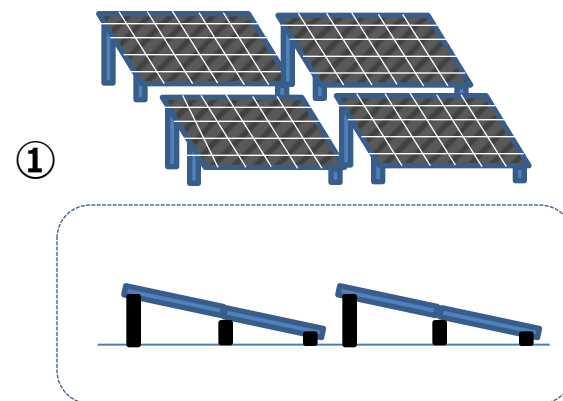


建築物の付帯設備…建築物に別途設置するもので、屋根または外壁と一体となっていないもの  
(重点地区のみ)



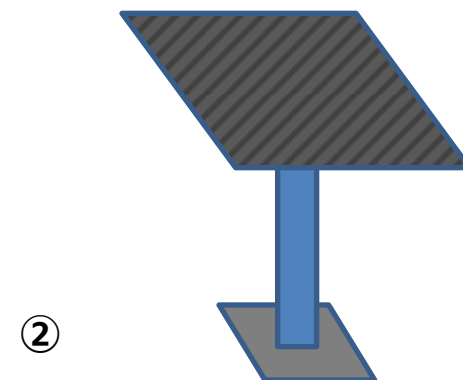
## 工作物①

…平面型：地上に設置するもので、平面的に設置するもの  
(重点地区を含む景観計画区域の全域)



## 工作物②

…支柱型：地上に設置するもので、支柱上に設置するもの  
(重点地区を含む景観計画区域の全域)



## 2 届出対象とする行為（案）

対象エリア		景観形成重点地区		景観形成重点地区以外の地区			
		琵琶湖岸景観形成重点地区	伝統的沿道景観重点地区	田園ゾーン	丘陵部ゾーン	住宅地ゾーン	まちなかゾーン
従来対象行為 (新築、改築、増築または移転、外観を変更する修繕、模様替え、または色彩の変更)	建築物	○高さが5mを超える建築物または延床面積が10㎡を超える建築物		○高さが13m（田園ゾーンにあっては、10m）以上の建築物もしくは4階建以上の建築物または延床面積が300㎡以上のもの			
	工作物	○高さが5mを超えるもの		○高さ13m（田園ゾーンにあっては、10m）以上のもの			

従来基準で対応する建築物・建築物の付帯設備を除き、工作物①および工作物②の項目について届出対象行為に追加します。

太陽光発電設備等(※1)にかかる届出対象行為	建築物	従来基準の建築物の改築として届出 (建築物の屋根材または外壁材と一体として設置するもので、モジュール面積(※2)の合計が10㎡を超える行為が対象)	○届出不要 (ただし、従来の届出基準に該当する建築物の改築・増築・外観の変更等にあたる場合は届出が必要。)
	建築物の付帯設備	従来基準の建築物の外観変更として届出 (建築物に別途設置するもので、太陽光発電設備等のモジュール面積の合計が10㎡を超える行為が対象)	
	工作物① 工作物②	○地上に設置する太陽光発電設備等で、高さが5mを超える行為、またはモジュール面積の合計が100㎡を超える行為	○地上に設置する太陽光発電設備等で、高さが13m（田園ゾーンにおいては10m）以上の行為、またはモジュール面積の合計が1,000㎡を超える行為

(※1) 太陽光発電設備等…太陽光を電気または熱に変換するための設備（集熱利用するものを含む）

(※2) モジュール面積…太陽電池モジュール（太陽光を電力に変換する機器）および集熱器（太陽熱により水を温める機器）の面積

### 3 設置にかかる景観形成基準（案）

#### 重点地区および各ゾーンにおける景観形成基準（案）

		景観形成重点地区		景観形成重点地区以外の地区			
		琵琶湖岸 景観形成重点地区	伝統的沿道 景観重点地区	田園 ゾーン	丘陵部 ゾーン	住宅地 ゾーン	まちなか ゾーン
建築物 (建築物と 一体の型)	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○太陽光発電設備等を屋根材または外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材または外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等との調和を考慮すること。</li> </ul>					
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○太陽光発電設備等を設置する場合には、太陽光パネルが公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。</li> </ul>					
【建築物の新築・改築とみなし、建築物の基準に追加】	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○太陽光発電設備等のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。こと。（太陽光発電設備等のパネルの色彩についてはマンセル表色系の基準を適用しない。）</li> <li>○太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光パネルおよび周辺景観と調和した色彩とすること。</li> <li>○太陽光発電設備等を設置した場合に、付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとする。こと。</li> </ul>					

## 重点地区および各ゾーンにおける景観形成基準（案）

		景観形成重点地区		景観形成重点地区以外の地区			
		琵琶湖岸 景観形成重点地区	伝統的沿道 景観重点地区	田園 ゾーン	丘陵部 ゾーン	住宅地 ゾーン	まちなか ゾーン
建築物の 付帯設備 (建築物に別 途設置する 型)	形態	○太陽光発電設備等を勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光パネルの最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根に密着させること。					
		○太陽光発電設備等を壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光パネルがはみ出ないようにすること。					
		○太陽光発電設備等を陸屋根に別途設置する場合は、太陽光パネルの最上部をパラペットの高さ以下にし、端部からできるだけ後退したものとする。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする。					
【建築物の外 観変更にか かる模様替 え、色彩の 変更とみな し、建築物 の基準に追 加】	意匠	○太陽光発電設備等を設置する場合には、太陽光パネルが公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。					
	色彩	<p>○太陽光発電設備等のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。 (太陽光発電設備等のパネルの色彩についてはマンセル表色系の基準を適用しない。)</p> <p>○太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光パネルおよび周辺景観と調和した色彩とすること。</p> <p>○太陽光発電設備等を設置した場合に、付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとする。</p>					

## 重点地区および各ゾーンにおける景観形成基準（案）

		景観形成重点地区		景観形成重点地区以外の地区			
		琵琶湖岸 景観形成重点地区	伝統的沿道 景観重点地区	田園 ゾーン	丘陵部 ゾーン	住宅地 ゾーン	まちなか ゾーン
工作物① (平面型)  【地上設置 の工作物 項目とし て基準新 設】	他 の 工 作 物 基 準 の 準 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○琵琶湖岸景観形成重点地区における工作物「汚水または排水を処理する施設」の工作物の基準に準じること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○伝統的沿道景観重点地区における左記工作物の基準に準じること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重点地区以外の地域における左記工作物の基準に準じること。</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○平面型の太陽光発電設備等を設置する場合は、生垣等の植栽による目隠し措置を講じること。</li> <li>○平面型の太陽光発電設備等の最上部は、目隠し措置の高さより低くすること。</li> <li>○太陽光発電設備等のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。こと。（太陽光発電設備等のパネルの色彩については、マンセル表色系の基準を適用しない。）</li> <li>○太陽光発電設備等の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。</li> </ul>					

## 重点地区および各ゾーンにおける景観形成基準（案）

		景観形成重点地区		景観形成重点地区以外の地区			
		琵琶湖岸 景観形成重点地区	伝統的沿道 景観重点地区	田園 ゾーン	丘陵部 ゾーン	住宅地 ゾーン	まちなか ゾーン
工作物② （支柱型）  【地上設置 の工作物 項目とし て基準新 設】	他 の 工 作 物 基 準 の 準 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○琵琶湖景観形成重点地区における工作物「煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するものおよび高架水槽」の工作物の基準に準拠すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○伝統的沿道景観重点地区における左記工作物の基準に準拠すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○田園ゾーンにおける左記工作物の基準に準拠すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重点地区および田園ゾーンを除く、その他の地区における左記工作物の基準に準拠すること。</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○太陽光発電設備等のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。こと。（太陽光発電設備等のパネルの色彩については、マンセル表色系の基準を適用しない。）</li> <li>○太陽光発電設備等の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とする。こと。</li> </ul>					